

令和8年度保地委第36号 インクルーシブ雇用推進業務
公募型プロポーザル 質問及び回答一覧

No.	質問	回答
1	<p>公共職業安定所との連携を密にする中で、公共職業安定所へ求人を出すよう勧奨し、公共職業安定所の紹介で就職した場合には、マッチング支援の実績とならず、また就労決定者数に計上できないということになるのか御教示願います。</p>	<p>○貴社が、本人に対して企業情報を提供することや、本人の情報を企業へ提供するなど、マッチングのための具体的な支援を行っているのであれば、その者が公共職業安定所の紹介状の発行を受けて就職した場合でも、マッチング支援件数及び就労決定者数に計上することができます。</p>
2	<p>雇用に結びつけるための各種支援（マッチング支援）を実施することとあり、マッチング支援の実績件数は1人の者を1つの企業等へ紹介した場合、既に職業紹介を済ませてしまっていることとなり、後から公共職業安定所が職業紹介（紹介状の交付）をすることはできないが、ここでいう紹介とは職業紹介事業者が紹介状を交付する職業紹介という解釈でよろしいか、御教示願います。</p>	<p>○ここでいう「紹介」は、職業紹介事業者が紹介状を交付する職業紹介に限るものではありません。</p>
3	<p>就労相談には、本人の家族が相談に来るケースも多いと思われるが、就労困難者区分のA～セに該当しない。この場合は相談件数として計上できないのか、また計上できるとした場合、本人に就労困難性が有るか否かを証明書等で確認すべきか御教示願います。 なお、オンラインや電話などで、匿名での相談を希望した場合や医師の診断書の提出を拒否した場合はどのような取り扱いとなるのか併せて御教示願います。</p>	<p>○家族を通して就労相談支援を行った場合でも仕様で定める内容を実施していれば、就労相談支援件数として計上することが可能です。</p> <p>○本人が仕様で定める就労困難者区分に該当することが家族への聞き取りに等によって確認することができるのであれば、必ずしも証明書類等で確認する必要はありません。</p> <p>○オンラインや電話等での匿名相談を実施いただくことは可能です。ただし、相談日時、相談者（匿名希望であること）、就労困難者の区分は聞き取りが必要となります。</p> <p>○就労相談支援の段階において、証明書類等の提出は求めておりません。</p>

4	<p>障害者手帳を持たない障害者の定義として、「手帳を所持しない者のうち、これら障害者と同等の障害があると認められるもの」とあり、証明書類として医師の診断書とあるが、医療機関にかかっていないものの場合（例えば離転職を繰り返しているが、本人には理由が分からず、発達障害グレーゾーンと推測できるとしても、その推測自体がプライバシーの侵害に当たる場合など）、客観的に証明できる方法の具体例があれば御教示願います。</p> <p>また、一般的にニートやひきこもりは就職活動を行っていない者と定義されるが、客観的に証明できる方法の具体例があれば御教示願います。</p>	<p>○原則、仕様書に記載の「就労困難者であることを証明する書類」の提出が必要です。ただし、これらに代わるものとして客観的に証明できる方法がある場合、採用することがありますので、具体的な事例がある場合はご相談ください。</p>
5	<p>就労定着者数は、契約期間中に雇用されたものであっても3か月経過後には契約期間が過ぎている場合は、計上できないのか、また令和7年度中に雇用されたものに対しての定着支援を行った場合は就労定着者数として計上できるのか、御教示願います。</p>	<p>○就労決定から3か月後に契約期間が終了している場合計上できません。</p> <p>○令和7年度中に雇用された者は計上できません。</p> <p>○成果指標（KPI）として計上できるものは、すべて契約期間中に実施し、達成したものに限りです。</p>